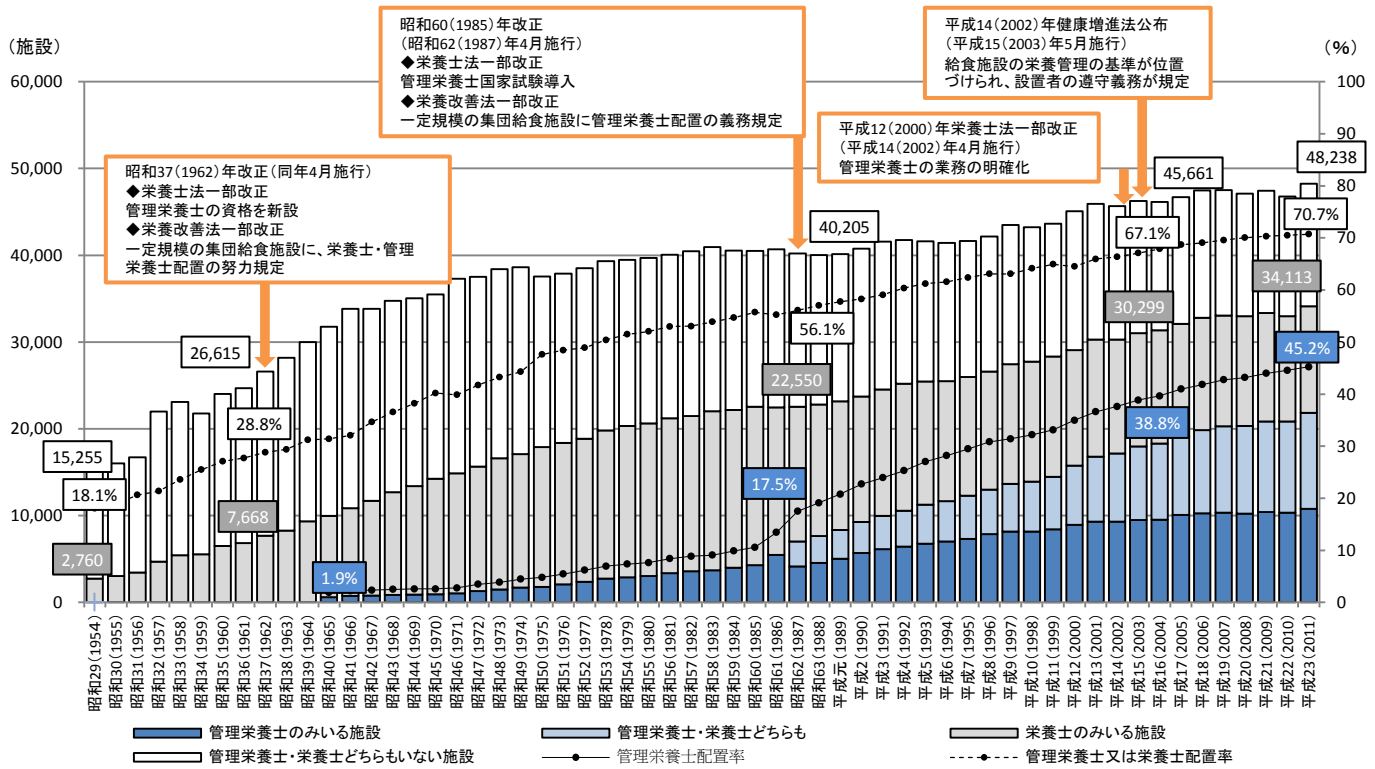


特定給食施設における管理栄養士・栄養士配置状況の推移



[資料]厚生労働省「衛生行政報告例」

◆特定給食施設数は平成23年で48,238施設で、管理栄養士・栄養士の配置率は、70.7%となっています。

◆昭和29年では、15,255施設に対し栄養士の配置率は18.1%にすぎませんでしたが、栄養士法の改正により管理栄養士資格の創設など管理栄養士・栄養士制度の充実を図りつつ、栄養改善法の改正により一定規模の集団給食施設（現行の特定給食施設）における管理栄養士・栄養士の配置規定を整備することで、特定給食施設数の増加に対して、着実に管理栄養士・栄養士の配置率を延ばしてきました。

◆特定給食施設に配置されている管理栄養士・栄養士数も平成23年では75,960人になっています。

あなたの自治体における

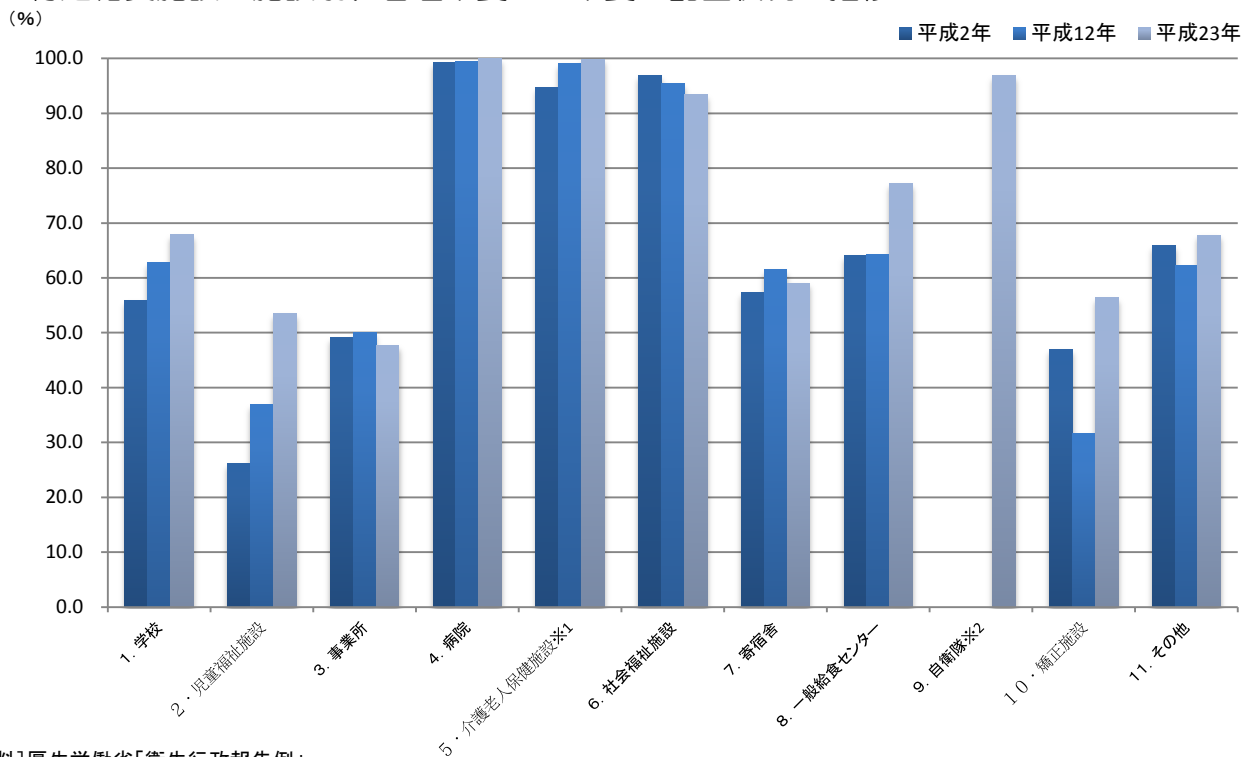
特定給食施設数は・・・ 管理栄養士・栄養士が配置されている特定給食施設数は・・・ 管理栄養士・栄養士配置率は・・・ %管理栄養士配置率は・・・ %

●特定給食施設の施設別の管理栄養士・栄養士配置率をみる

病院、介護老人保健施設及び社会福祉施設については、管理栄養士・栄養士の配置率がほぼ充足していますが、児童福祉施設及び事業所については、配置率が5割前後にとどまっています。

各施設別の配置状況を分析し、未配置施設に対して効率的な指導・支援を行う必要があります。

◆ 特定給食施設の施設別、管理栄養士・栄養士配置状況の推移



[資料]厚生労働省「衛生行政報告例」

◆ 特定給食施設の施設別、総施設数の推移

	1. 学校	2. 児童福祉施設	3. 事業所	4. 病院	5. 介護老人保健施設※1	6. 社会福祉施設	7. 寄宿舍	8. 一般給食センター	9. 自衛隊※2	10. 矯正施設	11. その他
H2	16,738	6,226	7,923	5,824	186	1,627	1,022	487	—	100	610
H12	16,841	7,850	7,592	5,922	1,662	3,264	718	571	—	111	556
H23	16,104	10,860	6,115	5,761	2,640	821	603	454	192	117	534

[資料]厚生労働省「衛生行政報告例」

※1 平成11年まで老人保健施設

※2 平成2年、23年については、自衛隊のデータなし

あなたの自治体の特定給食施設における施設別の管理栄養士・栄養士配置状況について

配置率がほぼ100%の施設は・・・

配置率の低い施設は・・・・・・・・

●特定給食施設の施設数と管理栄養士・栄養士数をみてる

特定給食施設1施設当たりの人口が少なく、また、管理栄養士・栄養士1人当たりの人口が少ないのは、北陸3県です。施設数や管理栄養士・栄養士数の状況を他県と比べてみると、その充実度がわかります。

◆ 1施設当たり人口が少ない順

都道府県	総施設数	1施設当たりの人口(人)
福井県	502	1,606
富山県	644	1,697
石川県	653	1,777
新潟県	1,183	2,011
群馬県	957	2,088
栃木県	952	2,097
香川県	464	2,176
山梨県	391	2,201
高知県	340	2,254
鳥取県	262	2,260
京都府	1,101	2,314
福岡県	2,111	2,389
秋田県	458	2,396
三重県	768	2,401
静岡県	1,560	2,411
東京都	5,226	2,423
大阪府	3,574	2,429
長崎県	587	2,455
佐賀県	345	2,481
熊本県	737	2,481
島根県	288	2,494
山口県	579	2,514
岡山県	767	2,522
山形県	461	2,535
徳島県	303	2,611
広島県	1,087	2,624
全国	48,238	2,631
愛知県	2,708	2,677
兵庫県	2,081	2,681
岐阜県	766	2,711
福島県	748	2,722
滋賀県	511	2,722
宮崎県	408	2,813
長野県	763	2,823
北海道	1,867	2,945
千葉県	2,089	2,950
茨城県	1,005	2,958
奈良県	460	3,058
神奈川県	2,836	3,141
鹿児島県	545	3,145
埼玉県	2,242	3,185
宮城県	719	3,225
愛媛県	424	3,420
大分県	350	3,434
岩手県	374	3,569
和歌山県	285	3,599
青森県	384	3,635
沖縄県	373	3,790

◆ 管理栄養士・栄養士1人当たり人口が少ない順 (人)

都道府県	管理栄養士数	栄養士数	管理栄養士・栄養士数	管理栄養士・栄養士1人当たりの人口
福井県	371	399	770	1,047
石川県	429	644	1,073	1,081
富山県	399	608	1,007	1,085
高知県	311	333	644	1,190
島根県	293	300	593	1,211
佐賀県	331	343	674	1,270
岡山県	827	648	1,475	1,311
山梨県	204	451	655	1,314
福岡県	1,922	1,854	3,776	1,336
香川県	440	310	750	1,346
熊本県	713	634	1,347	1,357
京都府	982	870	1,852	1,375
群馬県	693	757	1,450	1,378
栃木県	563	871	1,434	1,392
長崎県	600	420	1,020	1,413
広島県	1,059	890	1,949	1,464
秋田県	291	450	741	1,481
徳島県	332	198	530	1,493
福島県	592	733	1,325	1,537
山口県	557	381	938	1,552
鳥取県	217	161	378	1,567
東京都	3,559	4,494	8,053	1,572
大分県	386	376	762	1,577
静岡県	1,135	1,244	2,379	1,581
山形県	361	346	707	1,653
鹿児島県	540	490	1,030	1,664
全国	38,062	37,898	75,960	1,671
宮崎県	350	305	655	1,752
宮城県	718	595	1,313	1,766
新潟県	746	593	1,339	1,777
大阪府	2,696	2,166	4,862	1,786
千葉県	1,595	1,794	3,389	1,818
北海道	1,701	1,317	3,018	1,822
茨城県	670	928	1,598	1,861
岩手県	284	431	715	1,867
三重県	495	485	980	1,882
神奈川県	2,399	2,309	4,708	1,892
岐阜県	582	510	1,092	1,902
長野県	604	524	1,128	1,909
兵庫県	1,577	1,307	2,884	1,935
愛媛県	420	329	749	1,936
青森県	244	474	718	1,944
埼玉県	1,571	2,072	3,643	1,960
滋賀県	364	326	690	2,016
奈良県	358	310	668	2,106
沖縄県	330	328	658	2,148
愛知県	2,015	1,356	3,371	2,151
和歌山県	236	234	470	2,182

[資料]厚生労働省「平成23年衛生行政報告例」

特定給食施設1施設当たりの人口及び管理栄養士・栄養士1人当たりの人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成23年3月31日現在)」より算出

あなたの自治体の

特定給食施設1施設当たりの人口とその順位は・・・人口 、 位

管理栄養士・栄養士1人当たりの人口とその順位は・・・人口 、 位

●児童福祉施設及び事業所の 管理栄養士・栄養士配置率の状況を試みる

児童福祉施設や事業所においては、都道府県別にみると、その配置率に大きな違いがみられます。また、配置率の推移にも特徴がみられます。

その背景を整理し、配置率向上に向けた対応策を検討する必要があります。

◆ 児童福祉施設における管理栄養士・栄養士配置率の年次推移

平成2年			平成12年			平成23年		
都道府県	配置率(%)	総施設数	都道府県	配置率(%)	総施設数	都道府県	配置率(%)	総施設数
宮城県	75.0	44	宮城県	81.0	58	島根県	87.9	102
千葉県	60.7	183	岩手県	78.3	46	岩手県	86.1	62
岩手県	60.3	63	鹿児島県	71.1	45	福島県	77.1	84
東京都	51.7	754	千葉県	66.7	291	大分県	75.9	41
島根県	47.8	46	佐賀県	63.5	74	鹿児島県	74.2	49
山梨県	44.4	45	東京都	63.0	782	佐賀県	73.5	50
福井県	42.6	54	神奈川県	57.5	294	神奈川県	73.4	384
秋田県	39.4	66	京都府	54.6	185	京都府	72.8	174
神奈川県	37.0	227	長崎県	54.5	66	宮城県	72.5	103
沖縄県	36.8	38	山梨県	53.2	77	長崎県	71.4	65
山口県	36.2	58	島根県	53.1	49	東京都	70.5	772
鹿児島県	35.7	56	秋田県	49.3	69	千葉県	70.3	346
福島県	34.5	55	徳島県	48.1	52	岡山県	70.0	166
埼玉県	34.2	222	香川県	47.0	100	茨城県	67.3	138
京都府	33.7	163	福島県	46.6	58	福岡県	67.1	389
北海道	32.6	172	北海道	45.8	166	秋田県	66.7	66
長野県	31.5	203	山口県	45.2	104	山口県	64.2	77
徳島県	31.4	35	福井県	44.7	94	山梨県	62.0	62
茨城県	29.2	96	岡山県	44.3	183	徳島県	61.8	34
群馬県	29.0	100	群馬県	43.8	160	群馬県	61.3	173
青森県	27.4	62	福岡県	42.9	483	青森県	61.3	57
佐賀県	27.4	62	埼玉県	41.1	248	宮城県	60.0	54
香川県	27.0	63	石川県	41.0	156	石川県	58.4	128
全国	26.2	6,226	茨城県	39.4	94	静岡県	56.5	190
岡山県	24.4	127	全国	36.8	7,850	福井県	56.2	86
静岡県	20.8	144	沖縄県	35.2	54	全国	53.4	5,804
大分県	20.0	15	長野県	34.9	238	北海道	52.8	114
石川県	19.4	134	栃木県	34.5	113	熊本県	52.6	71
長崎県	18.8	48	青森県	34.4	96	香川県	51.9	67
大阪府	17.6	535	大分県	34.4	32	大阪府	49.2	426
高知県	17.2	87	静岡県	32.9	243	埼玉県	48.6	253
広島県	16.4	165	熊本県	31.2	141	山形県	48.5	49
愛媛県	16.2	105	宮城県	30.4	23	兵庫県	44.7	191
熊本県	15.6	96	山形県	25.4	63	栃木県	41.6	87
三重県	14.6	103	滋賀県	25.3	91	広島県	41.5	113
奈良県	14.1	71	鳥取県	24.6	61	愛媛県	41.2	42
栃木県	13.5	74	広島県	23.5	196	奈良県	38.7	43
山形県	13.3	45	愛媛県	23.3	86	滋賀県	36.4	44
兵庫県	12.7	228	大阪府	22.1	625	鳥取県	34.0	32
福岡県	12.7	300	奈良県	21.4	103	長野県	32.4	71
鳥取県	11.9	67	兵庫県	18.5	314	和歌山県	29.9	23
滋賀県	9.8	61	三重県	15.9	157	富山県	29.2	47
宮城県	8.3	36	高知県	15.3	72	沖縄県	20.8	21
富山県	7.2	111	和歌山県	14.3	77	岐阜県	20.7	42
和歌山県	6.9	29	新潟県	12.4	226	愛知県	18.9	118
岐阜県	6.7	119	富山県	10.3	136	三重県	18.8	31
新潟県	5.1	177	愛知県	9.2	622	新潟県	18.7	53
愛知県	3.9	482	岐阜県	6.8	147	高知県	16.5	14

[資料]厚生労働省「平成23年衛生行政報告例」

あなたの自治体の

児童福祉施設における管理栄養士・栄養士配置率は・・・% (平成2年) → % (平成12年) → % (平成23年)

配置率が低い又は低いまま変化していない背景は・・・

◆ 事業所における管理栄養士・栄養士配置率の年次推移

平成2年			平成12年			平成23年		
都道府県	配置率(%)	総施設数	都道府県	配置率(%)	総施設数	都道府県	配置率(%)	総施設数
高知県	88.9	9	島根県	100.0	4	鳥取県	100.0	2
徳島県	84.6	13	徳島県	87.5	8	高知県	100.0	2
鳥取県	80.0	5	岡山県	84.8	33	佐賀県	90.0	10
岡山県	79.5	44	福井県	79.2	24	和歌山県	87.5	8
佐賀県	77.8	9	愛媛県	78.9	19	大分県	80.0	5
大分県	77.8	18	山形県	75.8	33	福島県	75.2	101
島根県	75.0	8	栃木県	75.2	121	岡山県	73.9	23
山口県	73.0	37	長野県	75.0	60	山口県	72.7	22
愛媛県	72.7	22	熊本県	75.0	28	鹿児島県	70.0	10
熊本県	72.0	25	大分県	73.7	19	山梨県	63.6	44
福島県	70.8	96	宮崎県	72.7	11	広島県	61.8	55
山形県	70.4	27	山梨県	71.7	46	富山県	61.5	104
福井県	68.2	22	和歌山県	70.6	17	石川県	60.3	58
千葉県	66.2	349	佐賀県	70.0	10	栃木県	59.1	164
長野県	65.5	55	富山県	68.5	111	熊本県	58.6	29
富山県	64.9	111	福岡県	68.3	41	愛媛県	57.1	7
愛知県	61.5	633	山口県	65.6	32	福岡県	57.1	28
滋賀県	61.0	118	群馬県	63.3	150	福井県	56.7	30
奈良県	57.6	33	福島県	61.5	135	宮城県	56.3	64
山梨県	57.1	56	三重県	61.5	122	千葉県	55.9	236
東京都	55.9	1,636	石川県	61.3	80	青森県	55.6	9
静岡県	55.8	328	鹿児島県	58.3	12	沖縄県	55.6	9
和歌山県	55.6	9	香川県	57.1	42	愛知県	52.8	636
栃木県	55.3	94	滋賀県	56.9	130	東京都	52.4	1,127
鹿児島県	54.2	24	東京都	56.7	1,423	静岡県	51.8	309
福岡県	52.9	70	京都府	55.7	192	山形県	50.0	32
新潟県	52.4	103	奈良県	54.3	35	島根県	50.0	2
広島県	51.4	107	沖縄県	53.8	13	京都府	49.0	149
全 国	49.1	7,923	埼玉県	51.4	432	全 国	47.6	6,115
埼玉県	48.3	387	広島県	51.1	90	三重県	47.5	99
群馬県	46.9	143	静岡県	50.6	312	神奈川県	46.2	567
岐阜県	46.4	84	千葉県	50.5	319	長崎県	45.5	22
岩手県	44.4	18	全 国	50.1	7,592	新潟県	44.7	76
宮城県	44.2	43	高知県	50.0	4	茨城県	43.4	198
三重県	44.2	120	長崎県	50.0	42	宮崎県	42.9	14
石川県	42.6	68	新潟県	49.5	93	埼玉県	38.6	321
茨城県	40.9	252	茨城県	48.1	189	大阪府	38.3	603
京都府	38.4	203	岩手県	47.8	23	徳島県	37.5	8
大阪府	37.7	986	神奈川県	46.8	726	長野県	36.0	75
香川県	36.9	65	宮城県	45.0	60	滋賀県	35.5	138
神奈川県	36.4	890	愛知県	44.7	792	香川県	35.5	31
長崎県	35.5	31	大阪府	38.2	870	兵庫県	34.7	329
沖縄県	35.3	17	青森県	30.8	26	岐阜県	34.6	81
兵庫県	30.1	449	岐阜県	29.8	94	秋田県	33.3	6
秋田県	30.0	10	兵庫県	29.3	426	奈良県	32.3	31
宮崎県	25.0	16	北海道	20.3	138	群馬県	28.5	144
北海道	22.8	57	秋田県	20.0	5	岩手県	27.3	11
青森県	21.7	23	鳥取県	0.0	0	北海道	22.1	86

[資料]厚生労働省「平成23年衛生行政報告例」

あなたの自治体の

事業所における管理栄養士・栄養士配置率は・・・

%

(平成2年)



%

(平成12年)



%

(平成23年)

配置率が低い又は低いまま変化していない背景は・・・

●現状分析に基づく効率的・効果的な指導計画を作成する

健康日本21（第二次）の推進に当たり、特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援についての留意事項を整理しました（「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」（平成25年3月29日がん対策・健康増進課長通知参照））。

管理栄養士の配置率がほぼ100%の医療施設や介護保険施設では、チーム医療や多職種協働でのケアの質の向上を図るために、配置されている管理栄養士にはより高度な栄養管理の実践を行う環境を、職能団体とともに整備していく必要があります。疾病や要介護状態の重症化を予防するには、地域の医療や介護の質を高めていくことが重要です。

一方、健康増進を目的とする児童福祉施設や事業所等において、利用者に応じた栄養管理が実践されているかどうかについては、肥満及びやせに該当する者の割合が前年度に比べ増加しないことを指標とし、栄養管理の状況を評価していくことになります。

管内の特定給食施設の配置状況や栄養管理状況を分析し、効率的・効果的な指導計画を作成し、疾病の発症予防や重症化予防に確実につながる指導や支援を行い、それらの成果を数値で評価していくことが求められます。

◆ 特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について

（平成25年3月29日がん対策・健康増進課長通知（一部抜粋））

第1 特定給食施設に関する指導及び支援に係る留意事項について

1 現状分析に基づく効率的・効果的な指導及び支援について

- (1) 管理栄養士又は栄養士の配置状況を分析し、未配置施設に対して効率的な指導計画を作成し、指導・支援を行うこと。
- (2) 利用者の身体状況の変化などの分析により栄養管理上の課題が見られる施設に対して、課題解決に資する効果的な指導計画を作成し、指導・支援を行うこと。
- (3) 病院及び介護老人保健施設については、管理栄養士がほぼ配置されていること、医学的な栄養管理が個々人に実施されていることから、個別指導の対象とするのではなく、必要に応じて、地域の医療等の質の向上を図る観点から専門職としての高度な技能の確保に向けた取組について、職能団体の協力が得られるよう調整を行うこと。
- (4) 事業所については、利用者に応じた食事の提供とともに、特定健診・特定保健指導等の実施もあわせ、利用者の身体状況の改善が図られるよう、指導・支援を行うこと。
- (5) 特定給食施設に対し、栄養管理の状況について報告を求める場合には、客観的に効果が評価できる主要な項目とすること。例えば、医学的な栄養管理を個々人に実施する施設に対し、給与栄養目標量や摂取量の平均的な数値の報告を求める必要性は乏しいこと。また、求めた報告については、的確に評価を行い、管内施設全体の栄養管理状況の実態やその改善状況として取りまとめを行い、関係機関や関係者と共有する体制の確保に努めること。
- (6) 栄養改善の効果を挙げている好事例を収集し、他の特定給食施設へ情報提供するなど、効果的な実践につながる仕組みづくりに努めること。

2 特定給食施設における栄養管理の評価と指導計画の改善について

- (1) 管理栄養士又は栄養士の配置状況、利用者の身体状況の変化など栄養管理の状況について、評価を行うこと。
- (2) 施設の種類によって管理栄養士等の配置率が異なることから、施設の種類別に評価を行うなど、課題が明確となるような分析を行うこと。なお、学校への指導については、教育委員会を通じて行うこと。
- (3) 評価結果に基づき、課題解決が効率的・効果的に行われるよう、指導計画の改善を図ること。
- (4) 評価結果を改善に生かすために、栄養管理上の課題が見られる場合には、施設長に対し、課題解決への取組を促すこと。また、栄養管理を担う職員について、専門職としての基本的な技能の確保を図る必要がある場合には、職能団体の協力が得られるよう調整を行うこと。

3 その他、指導及び支援に係る留意事項について

健康危機管理対策の一環として、災害等に備え、特定給食施設が担う役割を整理し、施設内及び施設間の協力体制の整備に努めること。

特定給食施設以外の給食施設に対する指導及び支援に関しては、地域全体の健康増進への効果の程度を勘案し、より効率的・効果的に行うこと。

第2 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について

- (1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況及び生活状況等を定期的に把握すること。
- (2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。
- (3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。
- (4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。

2 提供する食事(給食)の献立について

- (1) 給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。
- (2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

3 栄養に関する情報の提供について

- (1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質及び食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努めること。

4 書類の整備について

- (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。
- (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

5 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

6 災害等の備えについて

災害等に備え、食糧の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

第3 健康日本21(第二次)の個別目標の評価基準に係る留意事項について

健康日本21(第二次)の目標である「利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加」に関する評価については、下記の基準を用いて行うこと。

- (1) 「管理栄養士又は栄養士」の配置状況(配置されていること)
- (2) 「肥満及びやせに該当する者の割合」の変化の状況(前年度の割合に対して、増加していないこと)。なお、医学的な栄養管理を個々人に実施する施設は、対象としないこと。

あなたの自治体の特定給食施設に対する指導及び支援に当たって、

施設の現状分析を行った結果に基づく課題は・・・

効率的・効果的な指導計画のポイントは・・・